

I o P 推進機構設置要綱

(設置)

第1条 本県における施設園芸農業の飛躍的発展と関連産業群の創出・集積に向けた産学官連携の取り組み（以下「I o Pプロジェクト」という。）の「全国展開・グローバル化」を図るため、I o P推進機構（以下「機構」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 機構は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) I o P自治体ネットワークに関すること。
- (2) I o Pプラットフォーム展開に関すること。
- (3) I o P共創センター、I o P参画企業等との連携に関すること。
- (4) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 機構は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は知事が委嘱する。ただし、行政機関については委嘱を省略することができる。
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。
- 4 機構に会長1名及び副会長2名を置く。
- 5 会長は事業責任者をもってあてる。
- 6 副会長は会長が選任する。
- 7 会長は、会務を総理し、機構を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他協力を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

5 委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 会長は、会議における協議内容を実践的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、テーマごとにワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第6条 機構の庶務は、高知県農業振興部農業イノベーション推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。